

愛知県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、障害のある方への対応を重要課題の1つとしています。今回は、県からは障害者虐待防止法を、中部盲導犬協会さんからは盲導犬の育成とその業務を紹介させていただきます。



トピックス① 障害者虐待防止法が成立しました。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成23年6月17日に成立しました。これは、家庭や障害者福祉施設、職場で障害者虐待を発見した人に通報を義務付ける内容となっています。

障害者虐待の種類には、①身体的虐待（身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）、②性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること）、③心理的虐待（障害者に対する暴言、拒絶的な対応をするなどにより著しい心理的外傷を与えること）、④ネグレクト（障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置をすること、①～③に掲げる行為の放置など養護を著しく怠ること）、⑤経済的虐待（障害者の財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること）の5種類があります。

この法律は平成24年10月から施行され、法律の施行までに障害者虐待の相談・対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「愛知県障害者権利擁護センター」が設置されます。

障害者の尊厳・人権を守るために、「虐待じゃないかな?」とお気づきの際には、これらの窓口にぜひご相談ください。

「障害者虐待防止法」に関する問い合わせ先 健康福祉部障害福祉課 電話052-954-6317



トピックス② 盲導犬についてご紹介します。

身体に障害のある方が日常生活を円滑に営むことを手助けする犬は、補助犬（身体障害者補助犬）と呼ばれ、さらに仕事内容の違いによって、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」と呼ばれます。

盲導犬とは

視覚障害の方は、単独で屋外を歩行することに大変なストレスを感じます。盲導犬は、

- ① 自転車や駐車車両などの道路上の障害物を回避する
- ② 交差点などの曲がり角を知らせる
- ③ 道路上の段差や階段を知らせる

などにより、使用者の安心・安全な、快適な歩行をサポートする犬です。



1

誕生から1歳まで
ボランティアの方のお世話になります。



「パピーウォーカー」というボランティアのお宅に預けられ、この期間にトイレのしつけや散歩での社会性を学び、人との信頼関係と生活の習慣を身につけます。

2

1歳になった後
初期評価の後、多くのトレーニングを行います。

訓練センターにおいて、訓練犬は主人の命令や基本的なマナー動作を教える服従訓練（基礎訓練）、交差点を見つけて止まる交差点発見訓練、障害物を回避する障害物訓練、主人の命令より安全を優先する不服従訓練などを行います。

3

トレーニング終了後
盲導犬として活躍します。

（訓練犬の中には家庭犬やPR犬（盲導犬の仕事を知らせる犬）となる犬もいます。）

中部盲導犬協会の運営は、数多くのボランティアの方の活動に支えられています。皆様には、視覚障害の方や盲導犬へより一層のご配慮をいただきますとともに、当協会への支援もご一考いただければ幸いです。

是非ご覧ください 中部盲導犬協会ホームページ：<http://www.chubu-moudouken.jp>

